

「東京都指定排水設備工事事業者」各種変更等届出のご案内

【必要書類一覧表】

オンライン申請の場合には、必要書類をデジタルカメラ撮影やスキャナ等により、電子データ化していただく必要があります。

	事業者証 再交付		商号・ 名称変更		所在地変更		代表者変更		住居表示 変更		電話番号 変更		専任	専任 解除	廃業
	法人	個人 事業	法人	個人 事業	法人	個人 事業	法人	個人 事業	法人	個人 事業	法人	個人 事業			
① 申請書・届出書 (オンライン申請を行う場合は不要です)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
② 商業登記履歴事項全部証明書	◎		◎		◎		◎								
③ 直近の確定申告書(B)のコピー (個人番号を必ず隠してコピーしてください)				◎											
④ 事業所の建物が都内に存在することの証明	◎	◎			◎	◎									
⑤ 専任技術者全員の「排水設備工事責任技術資格者証」 及び「排水設備工事責任技術者証」のコピー													◎		
⑥ 住居表示変更証明書									◎	◎					
⑦ 東京都指定排水設備工事事業者証(コピー) (オンライン申請を行う場合は不要です)			◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎					◎
⑧ 専任関係の証明書類													◎		
⑨ 返信用封筒(470円分の切手を貼付) (郵送による申請の場合のみ必要です)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎					

◎注意事項

- 営業形態を変更する場合、(法人から個人事業へ又は個人事業から法人へ変更する場合)新たに指定を受ける必要があります。
- 個人事業者の代表者変更はできません。新しい代表者名義で新規指定を受ける必要があります。
- 申請内容に変更があった場合は、変更があった日から30日以内に届出が必要です。届出がなされていないと、指定更新のご案内などの重要な書類が届かない場合があります。

① 東京都指定排水設備工事事業者 各申請書・届出書

様式はホームページからダウンロードできます。(オンライン申請を行う場合は不要です)

② 商業登記履歴事項全部証明書

全部事項証明書(謄本)の履歴事項証明書をご用意ください。(直近3カ月以内に発行されたもの)

③ 直近の確定申告書(B)のコピー

税務署の収受印が押印されているものをご用意ください。

個人番号が表示されていないものをご用意ください。(個人番号を必ず隠してコピーしてください)

④ 事業所の建物が都内に存在することの証明

建物の所有形態によって、必要な書類が異なります。

次ページの『※1 事業所の建物が都内に存在することの証明書類』をご覧ください。

⑤ 専任する者全員の「排水設備工事責任技術資格者証」と「排水設備工事責任技術者証」

コピーをご用意ください。

⑥ 住居表示変更証明書

市区町村が発行しています。取得方法等の詳細は、事業所が所在する市区町村にお問い合わせください。

⑦ 東京都指定排水設備工事事業者証

コピーをご用意ください。(オンライン申請を行う場合は不要です)

⑧ 専任関係の証明書類

※以下のいずれか1点

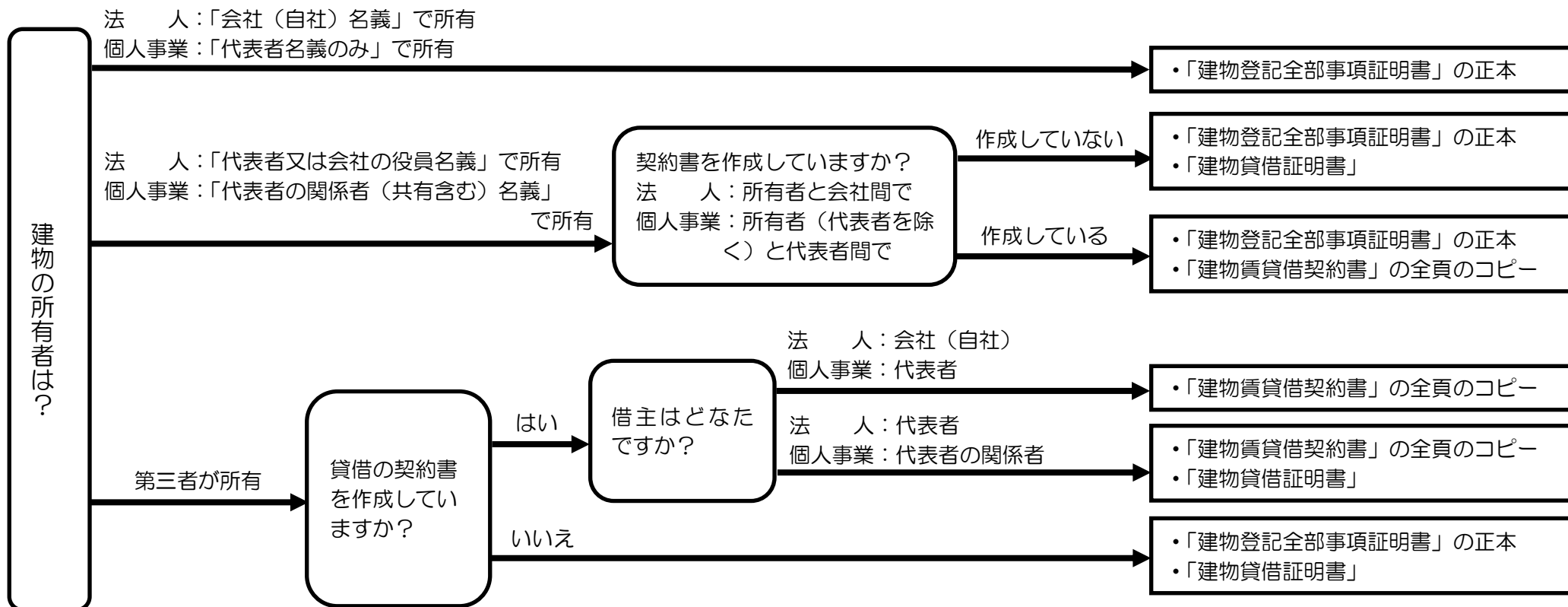
- 健康保険証のコピー(会社名が記載のもの)
「被保険者等記号、番号及び保険者番号」を隠してコピーをしてください(右図参照)
- 住民税特別徴収税額の決定通知(特別徴収義務者用)のコピー(直近のもの)
- 確定申告書Bのコピー又は所得税青色申告決算書のコピー(直近のもので、個人番号を必ず隠してコピーしてください)
- 上記のいずれも用意できない場合は、以下の2点両方をご用意ください。
 - ・直近1年分の従業員等全員分の源泉徴収簿(賃金台帳)のコピー
 - ・直近1年分の所得税納付領収書のコピー

健康保険 被保険者証	本人(被保険者)	平成〇年〇月〇日交付
	記号	番号
氏名	〇〇 〇〇	
生年月日	昭和〇年〇月〇日	
資格取得年月日	平成〇年〇月〇日	
事業所所在地	〇〇区 〇〇	
事業所名称	株式会社〇〇	
保険者番号		
保険者名称	〇〇〇〇	
保険者所在地	〇〇区 〇〇	

⑨ 返信用封筒(470円分の切手を貼付) ※郵送による提出の場合のみ必要

470円分の切手を貼付した返信用封筒をご用意ください。新しい事業者証を簡易書留にて送付いたします。

※1 事業所の建物が都内に存在することの証明書類
 建物の所有形態によって、必要な書類が異なります。



<書類についての注意>

建物登記全部事項証明書	発行3カ月以内の正本をお持ちください。取得方法などは法務局にご確認ください。 <u>※「一部事項証明書」では受付できませんのでご注意ください。</u>
建物貸借証明書	様式は、 東京都下水道局ホームページ からダウンロードしてください。 建物を貸借していることの証明書です。必要事項を記入してください。 貸主：建物の所有者または賃借人 借主：法人の場合は会社、個人事業の場合は代表者
建物賃貸借契約書	申請時において有効な契約書の全頁のコピーをご用意ください。（当初契約期間が過ぎ、自動更新の場合は、現在の賃貸借が確認できる書類（家賃の振込票など）もご用意ください。）

受付のながれ


事業者証再交付申請

事業者証再交付の申請方法は、「郵送」及び「窓口」の2つの中からお選びください。

	A 郵送による申請	B 窓口による申請
①書類の審査	<p>必要書類を「簡易書留」により、以下の「郵送送付先」までご提出ください。 また、提出の際には再交付した指定事業者証を郵送するための「470円分の切手を貼付した返信用封筒」を同封してください</p> <p>【郵送送付先】 〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第二本庁舎29階 「東京都下水道局 施設管理部 排水設備課 指定事業者担当」あて</p>	<p>東京都下水道局施設管理部排水設備課窓口（新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎南側29階）までお越しください。</p> <p>【受付時間】 9：00～11：30、13：00～14：30 （土日祝を除く）</p> <p>※上記【受付時間】外に申請を受け付けた場合には、別途「返信用封筒」が必要になる場合があります。</p>
②再交付手数料の納付	<p>書類の審査完了後、申請手数料の請求書を申請者の住所宛に郵送しますので、お近くの金融機関でお支払いください。</p> <p>【申請手数料】 1件につき 1,500円（非課税）</p>	<p>書類の審査完了後、申請手数料の請求書を発行しますので、都庁舎内の金融機関（みずほ銀行及び郵便局）等でお支払いください。</p>
	<p>※適格請求書（インボイス）について 申請手数料納付の際にお渡しした「請求書兼支払書」が適格請求書となりますので大切に保管してください。</p>	
③指定事業者証の交付	<p>再交付手数料の納付確認後、申請時に同封していただいた「返信用封筒」で指定事業者証を郵送します。</p>	<p>窓口で再交付手数料の納付を確認した後、その場で指定事業者証をお渡しします。</p>

各種変更届


各種変更届出の申請方法は、「オンライン」、「郵送」及び「窓口」の3つの中からお選びください。

	A オンラインによる申請	B 郵送による申請	C 窓口による申請
①書類の審査	<p>オンライン申請サイトから申請してください。</p> 	<p>必要書類を「簡易書留」により、以下の「郵送送付先」までご提出ください。 また、提出の際には変更後の新しい指定事業者証を郵送するための「470円分の切手を貼付した返信用封筒」を同封してください。（電話番号の変更を除く）</p> <p>【郵送送付先】 〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第二本庁舎29階 「東京都下水道局 施設管理部 排水設備課 指定事業者担当」 あて</p>	<p>東京都下水道局施設管理部排水設備課 窓口（新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第二本庁舎南側29階）までお越しください。</p> <p>【受付時間】 9:00~12:00、13:00~16:00 （土日祝を除く）</p> <p>※上記【受付時間】外に申請を受け付けた場合には、別途「返信用封筒」が必要になる場合があります。</p>
②指定事業者証の交付	<p>申請内容確認の処理完了後、電子化した新しい指定事業者証を申請時に登録していただいたメールアドレスあてに送付します。 なお、紙の新しい指定事業者証を希望される場合は別途、470円分の切手を送っていただければ、紙の指定事業者証を送ることも可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商号・名称変更 ・所在地変更 ・代表者変更 ・住居表示変更 	<p>書類の審査完了後、申請時に同封していただいた「返信用封筒」で変更後の新しい指定事業者証を郵送します。</p>	<p>書類の審査完了後、その場で変更後の新しい指定事業者証をお渡しします。</p>

※変更後の新しい指定事業者証の受領後は、現在、お持ちになっている古い指定事業者証については、申請者において破棄してください。

専任/専任解除届

責任技術者の専任及び専任解除の届出の申請方法は、「オンライン」・「郵送」・「窓口」の3つの中からお選びください。

	A オンラインによる申請	B 郵送による申請	C 窓口による申請
①書類の審査	<p>オンライン申請サイトから申請してください。</p> 	<p>必要書類を「簡易書留」により、以下の「郵送送付先」までご提出ください。</p> <p>【郵送送付先】 〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第二本庁舎 29階 「東京都下水道局 施設管理部 排水設備課 指定事業者担当」あて</p>	<p>東京都下水道局施設管理部排水設備課 窓口(新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第二本庁舎南側 29階)までお越しください。</p> <p>【受付時間】 9:00~12:00、13:00~16:00 (土日祝を除く)</p>

廃業届

指定事業者廃業の届出の申請方法は、「郵送」及び「窓口」の2つの中からお選びください。

	A 郵送による申請	B 窓口による申請
①書類の審査	<p>必要書類を「簡易書留」により、以下の「郵送送付先」までご提出ください。</p> <p>【郵送送付先】 〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第二本庁舎 29階 「東京都下水道局 施設管理部 排水設備課 指定事業者担当」あて</p>	<p>東京都下水道局施設管理部排水設備課窓口(新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第二本庁舎南側 29階)までお越しください。</p> <p>【受付時間】 9:00~12:00、13:00~16:00 (土日祝を除く)</p>

【各手続に関する問合せ先】

東京都下水道局 施設管理部 排水設備課 指定事業者担当
電話：03-5320-6582 (直通)